

お役立ち情報

フカボリ!

このコーナーでは、皆さまのお役に立つタイムリーな情報を、深掘りしてお届けします。

今回は運送事業者の皆さまに向けて「物流関連2法改正」をフカボリ!

01

「物流関連2法改正※」の目的って何?



「物流の2024年問題」や「多重下請け」への対応、そして物流の持続的成長を目的としたもので、政府により2024年2月13日に閣議決定されました。荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して物流を支えるための環境整備に向けて、「商慣行の見直し」や「物流の効率化」、「荷主・消費者の行動変容」について抜本的・総合的な対策を目指していきます。

※「流通業務総合効率化法」と「貨物自動車運送事業法」の改正

02

改正でどのようにして「多重下請け」を是正するの?



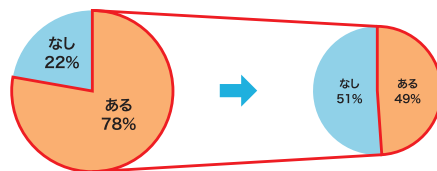
トラックドライバー不足が続いている理由として、全産業の平均より長い労働時間や年間賃金の低さなどが挙げられます。その根本要因のひとつとして「多重下請け」構造(グラフ参照)があり、今回の改正はそこにメスを入れました。

例えば元請事業者に対して、実際に運送を行う事業者名を記載した「実運送体制管理簿の作成」が義務付けられるほか、下請け事業者と契約する時に「役務の内容だけでなく対価(附帯業務料、燃料サーチャージなどを含む)について記載した書面による交付」も義務付けられました。現場で積み降ろしなどを手伝わされるなど、契約にない役務への対価を明確化するものです。

【グラフ】下請け事業者の受注状況

他社からの運送依頼への対応状況

運送依頼が「ある(78%)」と回答した事業者のうち、孫請けへの運送依頼をした割合



全国のトラック運送事業者の約8割が下請けを利用。

さらに、そのうちの約半数が孫請けに仕事を委託している状況です。

出典：経済産業省・国土交通省・農林水産省「トラック輸送における多重下請構造についての実態把握調査に係る調査結果(令和5年4月27日)」

03

改正によって何をしなければならないの?

「物流関連2法改正」によって、「荷主企業(初荷主、着荷主)・物流事業者(トラック事業者、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)」には、以下のような取り組みが課されています。

物流関連2法改正で取り組むべきこと(抜粋)

①荷主企業・物流事業者に対して【流通業務総合効率化法※】

※法律の名称を「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」から「物資の流通の効率化に関する法律」に変更

【努力義務】

荷主企業・物流事業者は「**ドライバーの待ち時間の短縮や1人当たり1回の運送ごとの積載率向上**」といった、国が物流効率化のために課した「**取り組むべき措置**」に対応しなければなりません。また、措置については「**判断基準**」を策定していて、取り組み状況によって国が指導や助言を行います。

取り組むべき措置	判断基準(取り組み例)
荷役時間の短縮	パレットの利用・標準化 など
待ち時間の短縮	予約受付システムの導入 など
積載率の向上	共同輸配送の推進、ダブル連結トラックの導入 など



【義務付け】

- 一定規模以上を「特定事業者」として指定。当該事業者は、「**取り組みの中長期計画の作成や定期報告**」を実施
- 特定事業者のうち荷主企業は、物流の適正化・生産性向上に向けた取り組みの責任者として「**物流統括管理者(役員など)**」を選任

②トラック事業者の「取引」に対して【貨物自動車運送事業法】

【義務付け】

- 元請事業者は、実運送事業者名を記載した「**実運送体制管理簿**」を作成
- 運送契約を交わす際、「**提供する役務の内容やその対価(附帯業務料、燃料サーチャージなど)について記載した書面**」を交付※
- 一定規模以上の事業者は、下請けに出す行為の「**適正化に関する管理規程の作成や責任者を選任**」

※下請関係に入る利用運送事業者にも適用

改正による目標値を
教えて

●施行後3年で(2019年度比)

待ち・荷役時間の削減 → **年間125時間/人削減**

積載率向上による輸送能力の増加 → **16%増加**

物流効率化を実現して、持続的成長へ!

改正の概要はこちら



出典：経済産業省・国土交通省・農林水産省「トラック輸送における多重下請構造についての実態把握調査に係る調査結果(令和5年4月27日)」 「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」、国土交通省「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」を閣議決定」